

**1. 金融機関の意見を金融行政に反映させるための取組み**（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本貸金業協会）

- 平成 29 事務年度の金融行政方針においては、金融行政の質を不断に向上させていくため、金融機関をはじめとした外部からの意見や提言、批判等を継続的かつ的確に反映させるための施策を講じることとしており、制度の見直しや新たな取組みを行うこととした。

（意見申出制度）

- 意見申出制度は検査マニュアルの機械的・画一的な適用を防止する等の目的で整備され、当初は資産査定の意見相違事項が多く寄せられていたが、近年は、金融機関で資産査定の態勢整備が進んだほか、制度の対象を立入検査に限定していたこともあり、意見自体があまり寄せられない状況が続いている。

- 来事務年度以降は、意見申出制度の活用の促進や、モニタリングのオン・オフ一体を進めていることに対応する観点を踏まえ、意見の対象範囲をオン・オフのモニタリング全般に拡大する。

- 併せて、従来は寄せられた意見について意見申出審理委員会の固定メンバーで審理を行ってきたが、新たな制度では、外部からの意見が的確に反映されるよう、提出された意見の分野に詳しい委員に加え、外部の専門家にも参加いただき、審理を行う方針。

（専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価の実施）

- 金融行政方針では、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価を実施し、モニタリングをはじめとした検査・監督などの金融行政の質の向上につなげることとしている。

- これを踏まえ、平成 30 年 2 月から 3 月にかけて、外部専門家（コ

ンサルティング会社)にモニタリングの品質評価業務を委託し、金融機関等へのヒアリング等を実施した。今後、このヒアリング等による評価結果等も踏まえ、金融行政の質の向上を継続的に図っていきたい。

- なお、従来実施していた「検査モニター」は、オンサイトの検査を対象としており、オン・オフ一体となった新しいモニタリングの品質管理という点からは必ずしも十分な機能を果たすものではなく、各種施策を講じることに伴い、廃止する。

(金融行政モニター)

- 金融庁では、各種制度やヒアリング等を通じて金融機関からの意見を把握するよう努めてきたが、時として金融庁にとって耳の痛い話を、金融機関の役職員が金融庁職員に直接伝えるのは難しい場合もあると考えられることから、平成 28 年 1 月より「金融行政モニター窓口」を設置している。
- この制度では、寄せられた意見は、中立的な第三者であるモニター委員に直接届けられ、モニター委員から金融庁に伝えられる際にも、本人の同意がない限り、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで、意見提出者の匿名性を厳格に担保している。また、金融行政モニター制度を通じた金融行政への意見提出等に関する金融機関内での議論等を金融検査で検証することもない。
- 既に、金融機関から寄せられた意見によって、規制や監督の見直しにつながったケースも複数あり、金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用してもらいたい。

## **2. 成年後見における預金管理について** (主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会)

- 成年被後見人の財産保護のための取組みとして、これまでも、後見制度支援信託が利用されてきた。しかし、信託銀行は、店舗が少ないうえ、

都市部に偏在しているため使いにくいという課題があった。また、被後見人は、かつて判断能力があったときには、自己の希望する金融機関を選択して預金取引を行っていたのであり、そうした被後見人の判断を尊重する必要があるとの声もあった。

- このため、被後見人の地元の金融機関で預金口座を使って後見制度支援信託と同様の取組みを行える仕組みを作る必要性が高まっていた。昨年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においても、金融機関の積極的な検討に期待することが盛り込まれていたところ。
- これを受けて、昨年の6月から本年3月まで計9回にわたり、全銀協、地銀協、第二地銀協などの関係金融団体と、当庁を含む関係省庁で勉強会が開催された。金融機関からは、導入する預金商品の仕組みによっては、システムの新たな開発・修正のための負担が過大であり、慎重な検討が必要との声もあった。こうした声も踏まえ、勉強会においては、各金融機関にとって導入が比較的容易と思われるモデルスキームの提示がされ、先般、報告書が取りまとめられている。
- 各金融機関においては、今回提示されたモデルスキームも参考に創意工夫を発揮し、顧客ニーズや課題解決に適切に応える金融サービスを提供することが期待される。現在の預金商品の導入状況を見ると、信金や信組では既に導入が進んでおり、今後も拡大予定であるのに比べ、銀行は、まだまだその取組みが進んでいない状況と承知している。今後、銀行においても、顧客のニーズを汲み取りながら、積極的な対応を行っていくことを期待している。
- また、サービスは、用意するだけではなく、実際に使ってもらうことが重要。そのためには、高齢者やその関係者に対する周知が必要であり、利用者への周知の観点からも、各金融機関には知恵を絞ってもらいたい。

**3. 「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」改訂版の公表について**（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会）

○ 金融庁は、4月13日（金）、「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」を公表した。

これは、平成28年4月に公表したTLAC規制の国内実施方針案を、その後の国際的な議論の進展等を踏まえ、改訂したものである。

○ TLAC規制とは、端的に申し上げれば、破綻した場合に金融システムに大きな影響を及ぼすような大規模な金融機関が万が一破綻した場合でも、公的資金を使って救済せずに済むよう、社債権者等にも損失を負担させるための枠組みのことであり、我が国においても平成31年3月末より適用を開始する予定である。

○ 改訂の主なポイントとしては、以下の3つの方針を新しく示したことが挙げられる。

①初版公表時には、本邦におけるTLAC規制の対象金融機関をG-SIBである3メガバンクグループとしていたが、国際的な破綻処理対応の必要性の高さと、破綻の際に我が国の金融システムに与える影響の大きさに鑑み、新たに野村HDを追加すること

②海外G-SIBsの本邦子会社のうち主要な先に対して、あらかじめ一定のTLACを親会社から配分させること

③国内金融機関がTLAC適格社債等を保有した場合の自己資本比率規制上の取扱い

○ 金融機関によるTLAC適格社債等の保有については、危機伝播リスクを低減させる観点から、一定の制限を設ける必要があるが、現在の保有分等については経過措置を設けるなど、円滑な実施に配慮している。

（以上）